

## 求人者のみなさまへ

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、下記の項目を明示します。内容をご確認ください。

トライアルワークセンター（以下当センター）

### 記

#### 1 取り扱うべき職種の範囲その他業務範囲

職種：全職種

地域：上川中部定住自立圏の1市8町(旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町)および富良野地域の1市3町1村(富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村)の事業所

#### 2 職業紹介の報酬は以下の通り求人者より申し受けます。

※法令に基づいて管轄省庁に届け出ている手数料表を下記の通り明示しています。

届出制手数料

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者が就職後 <p style="text-align: right;">50,000円</p>
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者が就職後 <p style="text-align: right;">50,000円</p>
手数料負担者は求人者とします。	

(注) 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

(注) 求職者が求人企業に就職後、求職者の都合により1ヶ月以内に退職した場合には全額返還します。返還時期は当センターに通知いただいた日より1ヶ月以内といたします。

#### 3 求人者の情報に関する事項

求人者情報の取り扱い責任者は職業紹介事業所責任者の島谷智久です。

#### 4 個人情報の取り扱いに関する事項

個人情報取扱責任者は職業紹介事業所責任者の島谷智久です。

当センターは個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。訂正の請求があった場合に客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正いたします。

当該職業紹介事業所責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱に関する教育・指導を年1回実施することとします。また、職業紹介事業所責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものといたします。

#### 5 苦情等お問合せ先に関して

苦情処理の責任者は職業紹介事業所責任者の島谷智久です。

苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。

なお、労働者の賃金については労働基準法第24条の定めにより直接お支払いください。

旭川市2条通7丁目227番地の1 マルカツデパート5階  
トライアルワークセンター

代表 原田 直彦

電話 (0166)76-1203